

捕獲ネコ譲渡実施要領

(目的)

第1条 この要領は、「奄美大島における生態系保全のためのノネコ管理計画」（以下、「計画」という。）に基づき捕獲されたネコの譲渡を円滑に実施し、譲渡されたネコが適正に飼養されることを目的とする。

(譲渡)

第2条 譲渡の対象動物は、計画に基づき捕獲されたネコであって、奄美大島ねこ対策協議会（以下、「協議会」という。）は、奄美ノネコセンター（以下、「センター」という。）に收容された個体（計画7-1（4）により飼い主への引き渡しや飼い主確認が必要な個体を除く。以下、「捕獲ネコ」という。）を譲渡することができる。

以下、この要領において、協議会から譲り渡す先の者（以下、「譲渡対象者」という。）が決定した捕獲ネコの個体を「譲渡個体」という。

(譲渡対象者の区分)

第3条 譲渡対象者は、次の各号に区分する。

- ア 自ら飼養することを目的として譲り受ける個人又は法人、団体（以下、「飼養者」という。）であって、協議会が別に定める基準にすべて適合し、第4条の規定に基づき認定を受けた者。
- イ 新たな終生飼養者を探し譲渡することを目的として譲り受ける個人又は法人、団体（当該団体の会員等で、一時的に譲渡個体を預かることに協力する者並びに再譲渡に至るまで譲渡個体を適正に飼養及び管理する施設（シェルター）又は部屋を確保している者を含む。）（以下、「譲渡団体」という。）であって、協議会が別に定める基準にすべて適合し、第4条の規定に基づき認定を受けた者。

(譲渡対象者の認定)

第4条 協議会は、この要領に基づいて捕獲ネコを譲り受けることを希望する者（以下、「譲渡希望者」という。）を譲渡対象者として認定することができる。

- 2 認定には、協議会が別に定める設置要領に基づき設置される捕獲ネコ譲渡希望者審査委員会（以下、「委員会」という。）において、この要領を尊重して認定する。
- 3 譲渡希望者は、譲渡対象者認定申請書（飼養者にあつては第1号様式、譲渡団体にあつては第2号様式）、誓約書（飼養者にあつては第3号様式、譲渡団体にあつては第4号様式）及びその他の定める書類を協議会に提出して申請しなければならない。
- 4 協議会は、前項の申請があつた場合には、遅滞なく委員会を招集しなければならない。
- 5 協議会は、譲渡対象者であることを証する認定証（以下、「譲渡認定証」という。）を交付する。
- 6 譲渡認定証の有効期間は、認定を受けた日から1年間とする。

- 7 前項の有効期間を徒過した者で、継続して譲り受けることを希望する者は、改めて申請しなければならない。
- 8 協議会は、「動物の愛護及び管理に関する法律」(以下、「動物愛護管理法」という。)及び「飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例」(奄美大島5市町村)の適正飼養の理念に則り、譲渡頭数に関して、飼養者に対しては、飼養する飼い猫の合計頭数が4頭を超えない範囲とする。ただし、協議会が認めた場合はこの限りではない。また譲渡団体に対しては、その活動状況等を勘案し決定することとする。
- 9 協議会は、認定に際して、譲渡希望者に対して一定の条件を付すことができる。また、譲渡に際して、譲渡対象者に一定の条件を付すことができる。
- 10 譲渡団体においては、再譲渡に至るまで譲渡個体を適正に飼養及び管理する施設(シェルター)又は部屋を譲渡団体の管理のもと確保していなければならない。
- 11 協議会は、「飼養者」を「飼養者を構成員とする家族又は世帯」と読み替えて運用することができる。

(譲渡前講習会)

- 第5条** 譲渡対象者は、譲渡を受ける前に協議会が開催する譲渡前講習会(以下、「講習会」という。)を受講しなければならない。ただし、譲渡対象者から講習会と同等の講習等を受講したことの事実及び受講内容の説明がなされた場合は、協議会は、その内容に応じ、当該譲渡対象者が講習会を受講したものと見なすことができる。
- 2 協議会は、講習会受講者に講習会受講修了証(以下、「修了証」という。)を交付する。
 - 3 譲渡団体から譲渡個体を譲り受ける者もまた、講習会を受講しなければならない。ただし、譲渡団体が第1項の講習会と同等の講習会を受講させた場合は、この限りではない。

(譲り受ける捕獲ネコの個体の選定及び譲渡の申し込み)

- 第6条** 譲渡対象者は、次の各号により、譲り受ける捕獲ネコの個体を選定の上、協議会に当該個体の譲渡を申し込むこととする。
- (1) 選定場所は、センターとする。
 - (2) 選定に係る日程は、計画の円滑な実施に支障を及ぼさない範囲で譲渡対象者と協議会が調整して決定する。原則、譲渡の申し込みを申し出後、速やかに選定を行う。
 - (3) センターに入所できるのは、原則、譲渡対象者のみとする。また、入所の際には、有効期間内の譲渡認定証と顔写真入り身分証明書を提示しなければならない。
 - (4) やむを得ない事情により、譲渡対象者がセンターを訪問することができない場合に限り、譲渡対象者以外の者に選定及び譲渡の申し込みを委任することができる。選定及び譲渡の申し込みを委任された者は、センターに入所の際、譲渡認定証、委任状(第7号様式)及び顔写真入り身分証明書を提示しなければならない。
 - (5) 選定の結果、譲渡対象者が当該個体の譲渡を希望する場合、協議会に譲渡の申し込みを行わなければならない。譲渡の申し込みにあたっては、有効期間内の譲渡認定証及び講習会の修了証の写しを添えて、譲渡申請書(飼養者にあつては第5号様式、譲

渡団体にあっては第6号様式)を協議会に提出しなければならない。自己負担経費については協議会で別に定める。

- (6) 譲渡対象者は、原則、譲渡個体にマイクロチップの埋め込み処置及びその個体識別番号の届出(以下、「マイクロチップの装着」という。)をしなければならない。ただし、獣医師の判断によりマイクロチップの装着が出来ない等の理由により、協議会が特に許可した場合は、この限りではない。

マイクロチップの装着は、原則、引き渡し前に実施するが、引き渡し後のマイクロチップの装着を希望した場合は、譲渡後1ヵ月以内にマイクロチップの装着を行わなければならない。また、マイクロチップの装着後、証明書を協議会へ提出しなければならない。

- (7) 協議会又は譲渡対象者は、原則、譲渡個体に不妊又は去勢手術を行わなければならない。ただし、獣医師の判断により不妊又は去勢手術が出来ない等の理由により、協議会が特に許可した場合は、この限りではない。

不妊又は去勢手術は、原則、協議会で実施するが、不妊又は去勢手術を譲渡対象者自ら実施することを希望した場合は、自己負担で、譲渡後1ヵ月以内に不妊又は去勢手術を行わなければならない。また、不妊又は去勢手術後、証明書を協議会へ提出しなければならない。

(引き渡し)

第7条 引き渡しは、原則、マイクロチップの装着及び協議会が実施する不妊又は去勢手術の後に行うこととし、次の各号により実施するものとする。

- (1) 引き渡し場所は、原則としてセンターとする。
- (2) 引き渡し日程は、計画の円滑な実施に支障を及ぼさない範囲で譲渡対象者と協議会が調整して決定する。不妊又は去勢手術やマイクロチップの装着を譲渡対象者自ら実施することを希望した場合は、原則、譲渡申請書受理後直ちに、譲渡対象者又は委任された者へ譲渡個体を引き渡すこととする。
- (3) センターに入所できるのは、原則、譲渡対象者のみとする。また、入所の際には、譲渡認定証と顔写真入り身分証明書を提示しなければならない。
- (4) やむを得ない事情により、譲渡対象者がセンターを訪問することができない場合に限り、譲渡対象者以外の者に引き渡しを委任することができる。譲渡個体の引き渡しを委任された者は、センターに入所の際、譲渡認定証、委任状(第7号様式)及び顔写真入り身分証明書を提示しなければならない。
- (5) 譲渡対象者は、譲渡個体の引き渡しの時に、譲渡申請受理後から引き渡しまでに要した飼養に係る経費を負担しなければならない。自己負担経費については協議会で別に定める。

(譲渡後の飼養及び状況報告)

第8条 譲渡対象者は、譲渡個体の飼養及び管理において、動物愛護管理法を遵守しなけれ

ばならない。奄美大島内で譲渡個体を飼育する場合には動物愛護管理法に加えて「飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例」（奄美大島5市町村）を遵守しなければならない。

- 2 譲渡個体の引き渡しを受けた者は、協議会にその飼養管理状況の報告を譲渡1ヵ月後に行わなければならない。
- 3 譲渡個体を引き渡された譲渡団体は、譲渡認定更新時（毎年1回）に譲渡個体の再譲渡状況を報告しなければならない。また、協議会は必要な確認を行えることとする。
- 4 協議会以外で不妊又は去勢手術やマイクロチップの装着を希望した場合は、譲渡対象者は、譲渡個体について、原則、譲渡後1ヵ月以内にマイクロチップの装着及び不妊又は去勢手術をしなければならない。

（譲渡対象者の確認及び認定取消）

第9条 協議会は、必要に応じて、譲渡個体の引き渡しを受けた者の飼養及び管理の状況について確認を行うものとする。

- 2 譲渡個体の引き渡しを受けた者は、前項に規定する協議会の確認に対して協力しなければならない。
- 3 協議会は、第1項の規定による確認の結果、次の各号に該当すると判断した場合には、譲渡対象者の認定を取り消すことができる。
 - （1）協議会で定める譲渡対象者の基準に適合しなくなった場合
 - （2）協議会で定める譲渡対象者が死亡若しくは交代又は解散した場合
 - （3）譲渡個体を屋外飼育（放し飼い）、屋外放出又は遺棄した場合
 - （4）譲渡個体に対する虐待行為があったと認定した場合
 - （5）譲渡対象者が計画の円滑な実施に支障を及ぼすなど、協働者として適正を欠くと判断する行為を行った場合
- 4 協議会は、前項において、譲渡対象者としての資格を取り消された者又はその関係者による譲渡に係る再申請があった場合には、これを拒絶することができる。
- 5 前項にいう「関係者」とは、協議会が認定した者とする。

（改廃）

第10条 この要領の改廃は、協議会の決議を経て行う。

附 則

この要領は、平成30年6月1日から施行することとする。

改 定

この要領は、平成30年11月1日から施行することとする。

改 定

この要領は、令和元年10月23日から施行することとする。

別表1 飼養者の基準

1. 協議会の譲渡事業に協力し、自ら飼育する、個人又は法人、団体であること。
2. 動物の飼養に関する法令等を遵守すること。また、奄美大島内で譲渡個体を飼育する場合においては飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例を遵守すること。
3. 申請者本人（法人又は団体の場合は代表者）が成人であること。
4. 申請者本人（法人又は団体の場合は代表者）が協議会の実施する講習会を受講すること。ただし、譲渡希望者から講習会と同等の講習等を受講したことの事実及び受講内容の説明がなされ、協議会が、当該譲渡希望者が講習会を受講したものと見なした場合は、これに替えることができる。
5. 原則、譲渡個体の選定及び引取りのためにセンターを訪問することができること。
6. 譲渡される動物を終生にわたり適正に室内飼養できること。
7. 譲渡に係る経費を負担する意思及び能力を有していること（不妊又は去勢手術費（譲渡対象者自ら実施することを希望した場合）・治療費・マイクロチップ装着費・輸送費等）。
8. 譲渡個体が、譲渡適性判断をされておらず、協議会で馴化トレーニング等をされていないことや正確な年齢が不明であること、あらゆる疾病を持っている可能性があること等を認識しており、適正な飼養を行う能力を有していること。
9. 譲渡個体が飼養困難になった際に65歳以下の成人の後継人がいること。
10. 飼養にあたり同居する家族全員、法人又は団体においては職員等の飼育に関わる方の同意が得られていること。
11. 顔写真入り身分証明書の写しを提出することに同意していること。
12. 譲渡後の飼養状況の報告を協議会へ行うことに同意すること。
13. 過去において飼養者の認定を取り消されたことがないこと。
14. その他、委員会が当該事業を適正に遂行する上で総合的に判断して支障がないと判断した人物であること。

別表2 譲渡団体の基準

1. 協議会の譲渡事業に協力し、新たな飼い主探しを非営利の活動として行う個人又は法人、団体であること。
2. 動物取扱業者及び自ら飼養する意思のない個人又は法人、団体等への再譲渡を行わないこと。
3. 動物の飼養に関する法令等を遵守し、動物愛護及び適正飼養の普及啓発を目的とした活動を行っている個人又は法人、団体であること。
4. 活動実績及び活動趣意が協議会の実施する譲渡事業の趣旨と合致していること。
5. 申請者本人（法人又は団体の場合は代表者）が成人であること。
6. 法人又は団体の場合は、規約や定款等が作成されていること。
7. 申請者本人（法人又は団体の場合は代表者）が協議会の実施する講習会を受講すること。ただし、譲渡希望者から講習会と同等の講習等を受講したことの事実及び受講内

容の説明がなされ、協議会が、当該譲渡希望者が講習会を受講したものと見なした場合は、これに替えることができる。

8. 新たな飼い主に協議会が実施する講習会を受けさせること。ただし、譲渡団体が協議会の実施している講習会と同等の講習会を受講させた場合は、その事実の提示を以って、これに替えることができる。
9. 原則、譲渡個体の選定及び引取りのためにセンターを訪問することができること。
10. 譲渡に係る経費を負担する意思及び能力を有していること（不妊又は去勢手術費（譲渡対象者自ら実施することを希望した場合）・治療費・マイクロチップ装着費・輸送費等）。
11. 譲渡個体が、譲渡適性判断をされておらず、協議会で馴化トレーニング等をされていないことや正確な年齢が不明である事、あらゆる疾病を持っている可能性があること等を認識しており、適正な飼養を行う能力を有していること。
12. 譲渡後の飼養状況の報告を協議会へ行うことに同意すること。
13. 過去において譲渡団体の認定を取り消されたことがないこと。
14. 譲渡個体を飼育する施設は譲渡団体の責任の下で管理されていること。
15. その他、委員会が当該事業を適正に遂行する上で総合的に判断して支障がないと判断した団体であること。

別表3 譲渡に伴う費用負担

協議会が負担するもの	<ul style="list-style-type: none"> ○検査（猫エイズ、猫白血病）費 ○不妊・去勢手術費（譲渡対象者自ら実施することを希望した場合は除く）
譲渡対象者が負担するもの	<ul style="list-style-type: none"> ○飼育費（譲渡対象者自ら実施することを希望した場合で、譲渡申請受理後当日に引取りができなかった場合。1日あたり330円とする。） ○マイクロチップの装着費用 ○輸送費 ○上欄「協議会が負担するもの」及び本欄「譲渡対象者が負担するもの」のうち飼育費、マイクロチップの装着費用、輸送費を除く全て。